

福山市内の 看護学生を支援します



看護学生支援交付金

交付金額 15万円
申請期限日 7月31日(金)

福山市看護学生支援事業とは

福山市内の看護学校で学ぶ学生で、学ぶ意欲がありながら、経済的に困窮して、働きながら学校に通っているなどの事情がある看護学生に対して、支援金の交付を行う事業です。

対象者

次の要件をすべて満たす人が支援の対象者となります。

- (1) **福山市内の看護学校**に通う学生であること。
- (2) 生計維持者の所得が別表(※)の限度額未満であり、**経済的に困窮**していること。
- (3) 学習に意欲があり、**学業を確実に修了できる見込み**があると認められること。
- (4) **市内医療機関等への就職の意思**があること。
- (5) 他の**給付型奨学金等の支給を受けていない**こと。

※ 裏面の別表(所得基準)を参照してください。

交付の流れ

①申請

申請書と学校からの推薦調書等を福山市に提出。

②面接

8月に福山市が面接を実施。

※詳しい日時・場所は別途通知します

③交付決定

書類と面接を基に対象者を決定。9月頃に通知書を送付。

④交付

10月と3月に支援金として、7万5千円ずつ交付。

注1：申請される場合は、まず所属の看護学校にご相談ください。

注2：要綱や申請様式などの詳しい内容は福山市ホームページをご覧ください。



問い合わせ先

〒720-8512
福山市三吉町南二丁目11番22号
福山市保健福祉局保健部総務課
TEL：(084) 928-1164

別表（所得基準）

所得税法上の扶養人数	所得限度額	収入額の目安
0人	236万円未満	372.5万円未満
1人	274万円未満	420万円未満
2人	312万円未満	467.5万円未満
3人	350万円未満	515万円未満
4人	388万円未満	562.5万円未満

- 5人目以降は1人増えるごとに38万円を加算します。
- 「収入額の目安」は、収入の全てが給与によるもので、医療費控除等の各種控除がない場合の目安です。

※世帯の主たる生計維持者の所得が、上記の所得限度額に該当する場合は、本事業の支援対象となります。